

大気環境・水環境合同部会（平成 30 年 8 月 27 日）における主な意見とその対応

	委員	意見	対応
1	中台委員	・千葉県窒素酸化物対策指導要綱等は、これまで効果が上がっているのか、条例制定まで視野に入れる必要はないか。	【第 4 章第 5 節 1 「良好な大気環境の確保」】 ・大気汚染防止法の施設の設置届出等の際に、要綱の基準がほぼ守られていることが確認できているため、原案のとおりとしました。
2	近藤合同部会長	・「目指す環境の姿」に「大気環境にやさしいライフスタイル…」とあるが、計画では、家庭セクターと産業セクターのうち、産業セクターの貢献が大きいと考えられるが、県民に対する発信のニュアンスはどうか。	【第 4 章第 5 節 1 「良好な大気環境の確保」】 ・家庭のような、個々では大きくないがトータルではそれなりの排出量となる分野についても対策を講じる必要があるため、県民への啓発について注力する必要があると考えています。 ・啓発内容として、既に「大気環境にやさしいライフスタイルの啓発」に公共交通機関の利用や自動車使用時のアイドリング・ストップ、エコドライブの実践などの記載があり原案のとおりとしました。
3	畠山委員	・大気汚染について、水銀は水俣条約等も発効しているいろいろな規制がかけられるようになっているが、触れなくてよいか。	【第 4 章第 5 節 1 「良好な大気環境の確保」】 (57 頁 21～22 行) ・「法・条例による規制」に水銀への対応も含まれるが、明記されていないため、「現況と課題」に水銀に関する内容を記載しました。
4	畠山委員	・騒音振動について、エネルギーが転換されていくに従い、風力発電等の騒音問題なども結構大きくなっていくのではないかと思うが、触れられていない。	【第 4 章第 5 節 4 「騒音・振動・悪臭の防止」】 (69 頁 21～23 行) ・今後課題となる分野であると考えられるため、「現況と課題」に風力発電施設等へ適切な対応が必要であることを記載しました。
5	近藤合同部会長	・PM2.5 について県民への注意喚起とあるが、環境学習とのリンク等、分野横断の取り組みを考慮してはどうか。	【第 4 章第 5 節 1 「良好な大気環境の確保」】 ・PM 2.5 の注意喚起は、影響を受けやすい方の行動内容を含めた形で、周知を行うこととしており、市町村や学校と連携した広報体制が整っているため、原案のとおりとしました。
6	上野委員	・風力発電施設からの騒音について、「現況と課題」で触れたらどうか。	【第 4 章第 5 節 4 「騒音・振動・悪臭の防止」】 ・今後課題となる分野であると考えられるため、「現況と課題」に風力発電施設等へ適切な対応が必要であることを記載しました。 (69 頁 21～23 行)

7	上野委員	<ul style="list-style-type: none"> ・確保を目指す環境としては人の内部に視点を置く表現はそぐわないため、「目指す環境の姿」に書かれている「騒音・振動や悪臭が気にならず」という言葉は修正したほうがよい。 	<p>【第4章第5節4「騒音・振動・悪臭の防止」】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な表現に改めるため、「目指す環境の姿」の記載を「騒音・振動や悪臭が低減され……」に修正しました。 (69頁26行)
8	上野委員	<ul style="list-style-type: none"> ・大気環境の「目指す環境の姿」について、「主な取組(1)～(3)」と対応していないため、修正したほうがよい。 	<p>【第4章第5節1「良好な大気環境の確保」】(57頁25行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「主な取組」と対応させるため、「目指す環境の姿」に「事業活動からの影響が低減されるとともに、……」と追記しました。
9	中台委員	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽の定期検査の受検率が非常に悪いことから、受検率向上について、何か目指すものを入れておく必要があるのではないかと。 	<p>【第4章第5節2「良好な水環境の保全」】(62頁21～22行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「汚水処理施設の早期整備と持続可能な汚水処理システム構築」に「また、浄化槽については適正な維持管理に向け、保守点検や清掃、法定検査が確実に実施されるよう啓発等に努めます」と追記しました。
10	近藤合同部会長	<ul style="list-style-type: none"> ・郊外のミニプラントで処理している団地等において、維持管理が困難になってきている時代的背景があると思われ、今後10年の計画策定にあたっては県内の時代的歴史、背景を考慮したうえでの計画を検討していただきたい。 	<p>【第4章第5節2「良好な水環境の保全」】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に合わせた汚水処理に関する計画の策定は、市町村が行う事務とされております。県としては、平成29年3月に見直しを行った全県域汚水適正処理構想に基づき、市町村と連携しながら地域の実情に応じた汚水処理施設の早期整備に取り組んでまいります。
11	山室委員	<ul style="list-style-type: none"> ・底層溶存酸素量に関する水域類型指定について、どうして県内の淡水の湖沼の類型当てはめを、海水である国の東京湾の類型当てはめを踏まえて、取り組むこととしているのかわからない。 ・「水域類型の指定後は、常時監視により～」の記述について、東京湾は常時監視の対象に入らないと読めるので、文章をわかりやすくしたほうが良い。 	<p>【第4章第5節2「良好な水環境の保全」】(63頁24～31行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・御意見を踏まえるとともに、新たに地域環境目標として設定された「沿岸透明度」について取り組むこととし、「主な取組」の項目名を「底層溶存酸素量を指標とした水質改善への取組」から「水生生物の生息・生育環境への影響に着目した水質指標の設定」に変更しました。また、本文の全体を以下のように修正しました。 『新たに環境基準の生活環境項目として設定された「底層溶存酸素量」について、海域や湖沼における類型の当てはめに取り組みます。また、類型指定された水域については、常時監視により環境基準の達成状況の評価を行い、未達成水域では、その原因を明らかとし改善対策を推進します。 さらに、水生植物の保全・再生や親水利用の場を保全する観点から、

			新たに生活環境に係る地域環境目標として設定された「沿岸透明度」について、印旛沼及び手賀沼において、両沼の特性を踏まえて目標設定の検討を進めます。』
12	山室委員	・アマモ藻場や干潟の再生については一般住民も関わっており、水産ではなく環境の課題であると考えられるので、環境基本計画における記載としては、漁業者が取り組むと限定して明記しないほうがよい。	【第4章第5節2「良好な水環境の保全」】 ・「漁場環境の変化への的確な対応」を「水生生物の生息・生育の場である藻場の消失が近年確認されていることから、「千葉県農林水産業振興計画」に基づき、藻場消失の現状把握や原因推定を行い、漁業者等とともに藻場の再生に取り組んでいきます。また、干潟を維持するために漁業者や地域住民のグループの取り組む耕うんや客土など、水産の多面的機能を発揮させる活動を支援します」と修正しました。 (63頁37行～64頁2行)
13	勝山委員	・藻場の消失という表現があるが、アマモ場は富津以南いわゆる湾奥では増えてきている。内房海域と外房海域のガラモ場が消失してきている状況は、分けて考える必要がある。	
14	勝山委員	・干潟、藻場の再生について、漁業者グループの取り組みではたいしたことは行えておらず、県主体による取組が必要である。	
15	山室委員	・主な取組には青潮の発生について具体的な対策が書かれていない。	
16	佐々木委員	・湾奥中央の広大な平場に発達する大規模な無酸素水塊は、漁業資源に打撃となる大規模な青潮の原因となるため、まずは平場の無酸素水塊を縮小していくことが必要である。それについては流入負荷を削減していくことも、ひとつの施策として成り立つと思われる。	【第4章第5節2「良好な水環境の保全」】 ・青潮の原因となる貧酸素水塊への対策について、「漁場環境の変化への的確な対応」に、「東京湾における貧酸素水塊への対策として、「総量削減計画」に基づき、流入する汚濁負荷の削減に引き続き取り組みます。また、貧酸素水塊の分布調査を行うとともに、迅速な情報発信に努めます。さらに、良質な水底土砂により深掘部を埋戻すことによって、漁場環境の向上を図ります」と記載しました。(64頁3～7行)
17	佐々木委員	・干潟・浅場において底生動物を増やし、湾奥への有機物量を減らすため、生態系を再生していく方向を打ち出すべき。	
18	佐々木委員	・干潟を再生するとき問題となるのは、土砂資源が不足していることだと思う。養老川等の河川河口域に堆積する土砂等を、湾の中うまく配置し、干潟・	
			・現状としては具体的な取組をお示しすることはできませんが、施策に対しての御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。

		浅場を作るような施策を打ち出していけるとよいと思う。土砂の循環（流砂系）について記載できるとよい。	
19	佐々木委員	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電なども政策として打ち出されるのだと思うが、森林が切り開かれて土砂災害が起こりやすくなると思われる。土砂の管理についても「5 安全で安心な生活環境の保全」で打ち出しておいた方がよいと思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂の管理については、構成上、第4章第5節で追加できる項目がないことから原案のとおりとしましたが、一定規模の開発事業者に対しては、森林法に基づく林地開発制の許可手続きや自然環境保全協定の締結協議等を通じて適正な林地の利用や環境の保全を指導してまいります。
20	鶴岡委員	<ul style="list-style-type: none"> 九十九里平野で農作物被害を拡大させているジャンボタニシの対策が計画に記載されていない。 	<p>【第4章第3節3「地域の特性に応じた環境の保全」】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「農地の保全と生産環境の維持」で「農業生産に影響を及ぼすジャンボタニシ等の防除に努める」ことを記載しました。(46頁8～9行)
21	勝山委員	<ul style="list-style-type: none"> 赤潮、青潮は現状で懸念どころではなく、危機的状況にありますので表現の検討をお願いしたい。 	<p>【第4章第5節2「良好な水環境の保全」】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「現況と課題」を「また、東京湾では植物プランクトンの異常増殖による赤潮や、海底の貧酸素化による青潮の発生が見られ、大規模な赤潮による悪臭や、青潮による水生生物のへい死など、生活環境へ影響及ぼす事例が確認されています」と修正しました。(61頁16～18行)
22	近藤合同部会長	<ul style="list-style-type: none"> 「地盤沈下」という用語には①未固結堆積物の圧密沈下、②地殻変動、③液状化による沈下、が混乱されて使われているように思う（今回は②はないが）。用語としての地盤沈下と、単なる現象を意味する地盤沈下を区別するとすっきりすると思う。 	<p>【第4章第5節3「良好な土壌環境・地盤環境の保全」】</p> <ul style="list-style-type: none"> 御意見のとおり、地盤沈下は様々な要因により発生するものと認識していますが、本計画では一般県民にもわかりやすいよう、要因を区分することなく、現象としての「地盤沈下」の用語を用いています。 環境基本法及び県環境基本条例では、原則として人の活動に伴って生じる地盤沈下を公害として定義していることから、圧密沈下、液状化の対策について記載しています。 なお、御意見を踏まえ、「液状化—流動化現象」のメカニズム解明を「地震の振動により液状となった地盤が、地表に湧き出て流動する「液状化—流動化現象」による地盤沈下も確認されており、その発生メカニズム解明に必要な基礎資料である人工地層の地下水位を把握するため、観測井による地下水位の観測体制を整備します」と修正しました。(68頁16～19行)

